

**「大学入学共通テスト得点調整の実施条件・方法の改善についての提言」**  
**(得点調整検討部会審議のまとめ)**に関する意見募集での主な御意見について

令和5年6月9日  
 独立行政法人大学入試センター

令和4年11月16日に「大学入学共通テスト得点調整の実施条件・方法の改善についての提言（得点調整検討部会審議のまとめ）」を公表し、令和4年11月16日から令和5年2月7日までの期間において意見の募集を行いましたところ、合計82件の御意見が寄せられました。いただいた主な御意見の概要は以下のとおりです。

貴重な御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に対し、厚く御礼申し上げます。

※とりまとめの都合上、重複した御意見等を含め、内容を適宜要約しています。

※提言と直接の関係がないため掲載しなかった御意見等についても、今後の共通テストの実施に当たって参考にさせていただきます。

意見募集における主な御意見	大学入試センターの考え方
現在の得点調整の実施条件では、平均点差が20点未満の場合は得点調整が実施されないが、その条件を緩めるべき。	提言のとおり、従来の「20点以上の平均点差が生じた場合」に加え、「15点以上の平均点差が生じ、かつ、段階表示の区分点差が20点以上生じた場合」も得点調整の対象とします。
現在の得点調整の実施方法では、調整後も15点程度の平均点差が残るが、調整後の点差をより縮小すべき。	提言のとおり、調整の方法は、従来の「平均点差が15点となるよう調整する」という方法から、「区分点差が最大15点となるよう調整する」という方法に改めることで、平均点差は、従来の方法と比べてより縮小されます。
提言で示された得点調整の実施方法では、調整後も最大15点の区分点差が残るが、調整後の点差をより縮めるべき。	得点が加算される科目の受験者と加算されない科目の受験者間での公平性の観点から、調整後も区分点差の最も大きいところが15点となるようにします。
得点調整の対象とする条件（受験者数1万人以上）を緩めるべき。	提言には、平均点差が試験問題の難易差によるものかどうか判断するためには、一定以上の受験者数が必要であり、段階表示の区分点差を得点調整の実施条件に加えるとするならば、基準とする受験者数を減じることには慎重であるべきとあります。このため、「1万人」という基準については、当面、維持することとします。 ただし、提言でも指摘されているように、受験者数によって得点調整の対象外となる科目の受験者の心情や、今後、18歳人口の減少による大学入学共通テスト受験者数の減少を考え、当該条件の妥当性については今後も検討してまいります。

意見募集における主な御意見	大学入試センターの考え方
<p>得点調整を実施しなくてよいような問題作成に努めるべき。</p>	<p>大学入試センターでは、選択科目間で大きな得点差が開かないよう問題作成に努めていますが、今後も、大学入試センターでの統計的な分析や各科目の外部評価などを踏まえ、適切な難易度の試験問題を作成できるよう一層努めてまいります。</p>
<p>素点ではなく、偏差値で評価すべき。</p>	<p>共通第一次学力試験から大学入試センター試験，そして大学入学共通テストにおいて，これらの試験を利用する各大学に対し，受験者の得点を，正答した設問に割り振られた配点を足し上げた素点で提供することを前提にしています。</p> <p>なお，大学入学共通テストでは，素点に加えて段階表示（スタナイン）も大学に提供しており，大学がこれを合否判定に活用することも可能となっています。</p>